

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1) 介護保険料・利用料など【広域連合】

① 介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

(答) 第9期事業計画では、低所得者層の負担軽減に配慮するとともに、保険料の上昇を抑制するため、所得段階区分の細分化を行うなど、応能負担により保険料を設定しています。また、介護保険給付費等準備基金を活用し、保険料基準月額を565円の軽減を図っています。第10期事業計画の策定に向けて、国の動向を注視するとともに、介護保険給付費等準備基金の活用や応能負担による保険料設定を検討しています。

② 収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減

免割合を改善してください。

(答) 応能負担の考え方や介護保険制度の財源への影響等を鑑みて慎重に検討する必要があります。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(答)介護保険制度で定める軽減制度の実施などにより、低所得者の利用者負担軽減に取り組んでいます。

④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

(答)グループホームの入居者のうち、家賃等の費用負担が困難な低所得者を対象に利用者負担額の軽減を行っています。

(2)介護保険サービス【広域連合】

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

(答)利用者の状態と多様な生活支援・介護予防サービスの内容とを総合的に考慮して、従前相当サービスが必要な方に対し、当該サービスを提供しています。また、国が定める基準により報酬単価を設定しています。

★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

(答)広域連合管内の中山間地域の実情を踏まえて検討していきます。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

(答)介護保険制度に基づき、適切に対応しています。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備【広域連合】

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

(答)国により措置されるべきものであると考えており、国の報酬改定の動向を注視していきます。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

(答)施設サービス等の整備については、第9期事業計画に基づいて進めております。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

(答)ホームページに入所指針や様式を掲載し、意見照会があったものについて適切に対応しています。

★(4)介護人材確保【広域連合】

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

(答)介護人材の確保を図るため、介護の資格を持たない求職者と介護人材を求める介護事業所等をつなぐ人材マッチング事業を行っています。また、介護人材の定着については、就労支援に係る費用を助成したほか、人材が定着しやすい職場づくりに向け、介護職員の階層別研修を東三河地域の複数会場で実施しています。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

(答)現時点では、広域連合として一人夜勤の禁止や財政支援の実施を予定しておりません。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

(答)介護保険法に基づき、適切な人員配置等を行うよう指導しております。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

(答)第10期事業計画の策定に向けた調査に合わせて実施しております。

★(5)高齢者福祉施策の充実[長寿課]

①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

(答)令和8年度から軽度・中等度の加齢性難聴の対象者における両耳の聴力レベルを30dBから25dBに引き下げて、補聴器購入費の補助金申請を受け付けています。また、加齢性難聴の無料検診事業については、現時点では、実施を予定しておりません。

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

(答)社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターとともに検討していきます。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実[長寿課]

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

(答)今年度、認知症施策推進計画を含める形で第11期高齢者福祉計画を策定します。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

(答)令和元年度から実施しており、申込者は増加傾向です。今後も利用者拡大に努めてまいります。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

(答)令和6年度から、基本チェックリスト実施者から対象者を抽出し、無料で行う簡易的な認知機能検査を、希望者宅に家庭訪問して実施しています。

(7)第10期介護保険事業計画の作成[長寿課]

①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

(答)介護保険事業運営委員会において、会議は原則公開としており、その上で議事録をホームページで公開しています。また、委員に被保険者の公募枠を設けるとともに、パブリックコメントを実施することで、広く住民の意見を聞く機会を設けています。

②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

(答)人口の推移のほか、広域連合管内の地域の特性、サービスの利用実績等も勘案して、第10期事業計画期間中に必要十分な量・質のサービスが確保できるよう調査検討を進めています。

★(8)障害者控除の認定[長寿課]

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

(答)令和7年1月の一斉発送分から、従来基準に加え、要介護認定者であって、障害高齢者自立度 A 以上の方に対しても障害者控除対象者認定書を送付するよう拡充しております。

2. 国保の改善[保険年金課]

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

(答)国民健康保険税は、国民健康保険事業の財政運営を維持するために必要となる税率・税額を設定しています。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

(答)国民健康保険税の収納不足による財源不足の補填や保険給付費の高騰により収支不足の補填などの備えとして基金を活用します。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

(答)低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減については、地方税法に基づき実施しています。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

(答)国民健康保険制度の改正に伴い、令和9年4月1日から子どもに係る均等割保険税の5割を軽減する措置の対象を未就学児から高校生年代まで拡充する予定です。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

(答)収入減少を理由とした減免制度の変更は予定しておりません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

(答)国民健康保険法の規定に基づき、実施していきます。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

(答)地方税法の規定に基づき、実施していきます。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

(答)地方税法の規定に基づき、実施していきます。

★(4)保険料(税)の統一への対応

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

(答)国民健康保険事業の財政運営の安定化、被保険者間の負担の公平性につながるため、都道府県単位の保険料(税)統一は、必要であると考えております。

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

(答)市町村間、被保険者間の公平性を担保するため、都道府県内で共通基準を設定することが望ましいと考えております。

(5)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

(答)傷病手当金・出産手当金は、保険者の判断にて実施する任意給付であります。財源の問題もあるため、実施する予定はありません。

(6)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

(答)一部負担金の減免基準は国基準より拡大して減免が受けられるようになっています。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(答)制度内容について、市ホームページへの掲載と窓口での周知を実施しています。

★(7)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

(答)マイナンバーカードを持っていない方、マイナンバーカードを持っても保険証の利用登録をしていない方には、資格確認書を交付しております。マイナ保険証を利用している方には、資格確認書を交付していませんが、マイナ保険証を利用して受診することが難しい方(要配慮者)には、申請により資格確認書を交付しております。

3. 生活保護・生活困窮者支援 [福祉課]

(1)生活保護制度

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

(答)国が実施する物価高騰に対応した給付金などを遅滞なく実施しています。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

(答)申請者の現状把握に努め、申請権を侵害することなく適切な対応をしています。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

(答)福祉課窓口のカウンターに、「生活保護の申請は国民の権利です」という掲示とともに、生活保護の制度説明のしおりを置き、ホームページに掲載する等、相談しやすい環境づくりを心がけています。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

(答)住居のない人も、早期に住居を確保し、居宅生活を送れることが望ましいと考えます。また、一時的な支援として必要な場合には、生活保護受給者向けの施設を案内することがありますが、全て個室です。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

(答)新規開始等のケースにおいて、生活保護法の規定通り、冷房器具が必要と認められた場合には基準内においての支給が可能であることの説明をしています。また、必要に応じて社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金制度を紹介しています。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶

養が期待できる人に限定してください。

(答) 不要な扶養照会は一切行わず、生活保護申請者の了解を得たうえで扶養照会をしています。扶養照会を拒否される場合・明らかに支援が見込めない場合には、扶養照会はしておりません。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくなるようにしてください。

(答) 車の使用及び所有については、ケース診断会議の上でケースごとに慎重に判断をしています。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

(答) 社会福祉法第16条で定められているCW1名あたり80人の標準数の体制で対応しています。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

(答) 相談は基本的に女性の面接相談員が対応しています。また、家庭訪問では、女性の被保護者の担当ケースワーカーが男性の場合には、女性ケースワーカーまたは女性の相談員が同行しております。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

(答) ケースワーカーは全員正規職員を配置しています。新任ケースワーカーや生活困窮者等分野別の研修を受講し、専門知識の向上に努めています。面接相談員は会計年度任用職員であるが、専門性のある研修を受講しています。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

(答) 就労支援員は会計年度任用職員であるが、専門性のある研修を受講しています。

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

(答) 国からの広報媒体の掲示やホームページへの掲載を行っています。また給付についても国の Q&A を基に適切に給付をしています。

(2) 生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

(答) 自立相談支援は直営で実施しております。また、関係機関とは必要に応じて情報の共有をし、連携するようにしています。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

(答) 生活困窮者支援の各種事業についてホームページに掲載し、また相談しやすいようしおりを窓口を設置しています。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

(答) 国が実施する物価高騰に対応した給付金制度などを遅滞なく実施しています。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成

事業を創設・拡充してください。

(答)必要に応じて社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金制度を紹介しています。

4. 福祉医療制度[保険年金課]

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

(答)子ども医療費助成事業、精神障害者医療費助成事業、後期高齢者福祉医療費給付事業について、県の補助の範囲を超えた助成を実施しています。入院時食事療養の標準負担額の助成につきましては、貴重な意見として確かにお聞きしました。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

(答)既に実施しています。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

(答)既に実施しています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

(答)後期高齢者福祉医療費給付事業については、県の補助の範囲を超えた助成として、自立支援医療対象者の精神科通院に係る医療費及びひとり暮らし高齢者の入通院に係る医療費の自己負担分の助成を実施しています。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進[子育て支援課]

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(答) 学習支援への取り組みとしまして、ひとり親家庭の子どもに対して、週に1回「蒲州市ひとり親家庭等学習支援事業」を実施しております。

「居場所づくり」につきましては、児童育成支援拠点を2カ所設置しております。また、「中高生のための居場所事業費補助金」による市内で中高生のための居場所づくりを行う団体への補助を行います。こども食堂につきましては、令和2年度より、「蒲州市子ども食堂運営事業補助金要綱」を制定し運営への支援を行っております。こども食堂連絡会に参加し各団体の運営実情を把握に努めており、令和7年度に「蒲州市こども食堂運営事業補助金要綱」を改正し、補助額を拡充し、支援を行っております。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

(答)妊産婦、子ども、子育て世帯へ切れ目ない支援を行うため、令和6年度にこども家庭センターを設置しました。職員体制につきましても、専門職員の配置に努めております。

こども家庭相談については、電話・来所・訪問だけでなく、こども自身や保護者が気軽に相談できるようオンライン相談も実施しています。また、身近な場所で相談できるよう令和7年度より児童館や子育て支援センター10か所に地域相談窓口を設置しました。

(2)就学援助制度の拡充[教育政策課]

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

(答)本市の基準額算定は当該世帯の所得額が生活保護基準額の1.3倍を超えないものとしています。ただし、1.3倍以上であっても特別な事情がある場合、認定しています。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

(答)オンライン学習通信費については就学援助認定者のうち、自宅にWi-Fi環境のない家庭に対してモバイルWi-Fiルーターを無料で貸し出しする事業を行っています。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

(答)年度途中も随時申請の受付を行っており、転入生には各学校の事務職員から就学援助制度の説明をしています。

★(3)義務教育無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。[学校給食課]

(答)学校給食費は、学校給食法第11条第2項の規定により、食材費を保護者に負担していただいておりますが、令和8年度より小学校は、県から給食費負担軽減交付金が交付されたことにより、保護者負担額を無償とさせていただいております。

中学校については、現在、本市独自での給食費無償化を実施する予定はありませんが、小学校同様に、国の責任において早期に無償化が実施されるよう引き続き国の動向を注視し、情報収集に努めます。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。[教育政策課]

(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について[子育て支援課]

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

(答)物価高騰による家計負担軽減のために令和4年度より給食主食費無償化事業を実施しています。

副食費につきましても令和5年度より負担軽減事業を実施し、市独自では、令和8年度は500円の軽減を図っております。今後も、国や県の方針を注視しながら、適切な支援を検討してまいります。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

(答)施設的な制約もあることから、現在、南部保育園以外では全年齢での自園調理に対応をしておりません。現在建替え中の塩津保育園・大塚保育園につきましては全年齢での自園調理ができるよう整備を進めており、今後も、建替えに合わせて自園調理園への見直しを検討してまいります。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上[子育て支援課]

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

(答)令和7年4月より4、5歳児については25:1と改善を図りました。3歳児については令和9年度より15:1の実施を目指しております。今後、1歳児につきましても実施を目指し保育士確保に努めてまいります。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

(答)市では、蒲郡市保育園グランドデザイン及び蒲郡市公共施設マネジメント実施計画に

基づき、整備を行ってまいります。公立施設は老朽化が進行しているため、適切に更新を行っていくことが必要と考えており、効果的な人材活用をしていく上でも、公立施設の統廃合や民間移管の検討は、選択肢の一つとして考えております。

育休退園につきましては、低年齢児保育の十分な空き枠がない現時点におきましては、育休退園制度の廃止を考えることは難しい状況にあります。今後、低年齢児保育の受入れ枠に十分な余裕が確保できると判断される際には、育休退園を廃止することができるものか検討してまいりたいと考えております。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

(答)指導監査につきましては実地検査を実施しております。またその際に、保育士が同行しております。

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

(答)子ども誰でも通園制度の営利事業者での実施はありません。今後、指導監査を含め、実施状況の把握、指導を行ってまいります。また、現段階において、市独自の補助を実施する予定はありません。

6. 障害者・児施策[福祉課]

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

(答)年齢や所得による制限のない手当を支給しており、増額の予定はありません。

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

(答)障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるよう引き続き取り組んでまいります。また、事業所に必要な情報提供を行い、施設整備の促進も行っています。

- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

(答)障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるよう引き続き取り組んでまいります。また、事業所に必要な情報提供を行い、施設整備の促進も行っています。

- 3)夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

(答)障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるよう引き続き取り組んでまいります。また、事業所に必要な情報提供を行い、施設整備の促進も行っています。

- ★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

- 1)居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

(答)障害支援区分、障がいのある方及び介護をされる方等の状況、サービス等利用計画に基づき、必要と思われる時間を支給決定しています。

- 2)住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

(答)障害支援区分、障がいのある方及び介護をされる方等の状況、サービス等利用計画に基づき、必要と思われる時間を支給決定しています。

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

(答)令和7年より報酬単価を引き上げておりますので増額する予定はありません。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめる、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

(答)保育園への入所を希望された児童につきましては、保育所入所または療育への通所等その児童に合った場の提供をしております。

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

(答)令和5年度より、児童発達支援事業を利用している3歳から5歳児に対して、給食費の負担軽減事業を実施しています。

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめる、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

(答)相談支援専門員の初任者研修受講費を助成し、相談員の養成や確保に努めています。

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

(答)各障害福祉事業所等において虐待防止の研修を実施しています。また、虐待通報があった場合にはその緊急性を判断して対応するとともに、再発防止に向けて指導しています。

⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(答)介護保険が対象になる方については、基本的に介護保険の利用が優先となりますが、利用意向を聞き取り、障害福祉サービスの種類やその方の状況に応じて、障害福祉サービスの利用を認めています。

7. 予防接種[健康推進課]

★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

(答)高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の定期予防接種の自己負担を無料化することについては、他自治体の状況等の情報を収集しつつ、研究していきます。

★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

(答)現在、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの任意予防接種を1回助成しています。また、インフルエンザワクチンの助成については、非課税世帯・生活保護世帯に対し、1,000円の助成を実施しています。

50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチンの助成は、令和4年度から実施しています。高齢者肺炎球菌ワクチン2回目、高齢者RS、男性HPV、その他の任意の予防接種や

接種回数、自己負担額については、他自治体の状況や予防接種を含む予防にかかる対策等の情報を収集し、研究していきます。

8. 健診・検診[健康推進課]

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

(答)令和7年4月からの母子健康手帳交付者より助成を拡充して産婦健診が2回受診できる受診票を交付し、産後初期の母子の健康管理を強化し妊娠期からの切れ目のない支援に努めております。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

(答)就学前の5歳の時期は言語の理解能力や社会性が高まり発達障害が認知される時期であり、この時期の適切な対応がその後の成長発達に影響を及ぼす時期でもあり健康診査の必要性は感じております。今年度、関係機関と実施に向けた検討会を重ねており、令和9年度からの実施に向けて検討をしております。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(答)蒲郡市では妊婦については、平成11年から集団健診で実施し、平成25年からは市内歯科医療機関委託で個別実施しております。産婦については、現在行っておりませんが、情報を収集し調査、研究に努めていきます。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(答)歯科衛生士は保健所に常勤1名の方が配置され、保健センターには任期付職員1名が配置されています。人数だけではなく業務改善も含め適正化を検討していきます。

9. 地域の保健・医療[市民病院]

①公立病院の経営形態を維持してください。

(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

(答)医師については、名古屋市立大学と寄附講座を提携することで、医師の確保に努めております。また、看護師及び助産師については修学資金の貸与を、薬剤師については令和5年度から奨学金返済資金の貸与を実施しています。

なお、令和9年度から施行予定で看護師の修学資金制度拡充のため、令和8年9月市議会定例会に改正条例を提出しています。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

(答)国民健康保険の国庫負担の引き上げについては、全国市長会から国に対して提言を行っております。[保険年金課]

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。[保険年金課]

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。[長寿課]

④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。[長寿課][福祉課]

⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。[長寿課][福祉課]

⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

(答) 令和7年7月から補聴器本体価格の2分の1（上限額 30,000 円）を補助しています。[長寿課]

⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。なお市単独事業としては、子ども医療費助成を18歳年度末まで入通院ともに拡大実施しています。[保険年金課]

⑧中学校の給食費を無償にしてください。

(答) 貴重なご意見として確かにお聞きしました。市としましては、国の動向を見守っていきたいと考えます。[学校給食課]

⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。なお、本市は、障がいのある方が地域で安心して暮らすため、安心生活支援事業を整備しています。[福祉課]

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。

(答) 国民健康保険制度の改正により、愛知県が共同保険者となり、財政運営の責任主体となっております。貴重な意見として確かにお聞きしました。[保険年金課]

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

(答) 令和7年7月から補聴器本体価格の2分の1（上限額 30,000 円）を補助しています。[長寿課]

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。なお市単独事業としては、子ども医療費助成を18歳年度末まで入通院ともに拡大実施しています。[保険年金課]

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

(答) 貴重なご意見として確かにお聞きしました。市としましては、県の動向を見守っていきたいと考えます。[学校給食課]

⑤地域に必要な病床を確保してください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。[市民病院]

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。[長寿課][健康推進課][福祉課][子育て支援課]

以上